



Yanagisawa Accounting Firm

人と組織の成長を支援する経営者のサポーター

2015
12月号

社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ マイナンバーに関する最新情報

内閣官房のマイナンバーサイトによくある質問基礎編が掲載されました。重要なQ&Aをピックアップします。

1 マイナンバーの提供を拒まれた場合、どうすればいいですか。

社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の指示に従ってください。なお、税の調書等については、まずはマイナンバーの記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求め、それでもなお、提供を受けられない場合、提供を求めた経過等を記録、保存するなどすれば、マイナンバーの記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはない、とされています。

2 収集・提供したマイナンバーに誤りがあった場合、事業者には責任は及びますか。

提供等したマイナンバーに誤りがあった場合の罰則規定はありません。マイナンバー法により、本人からマイナンバーの提供を受けるときは本人確認が義務付けられており、個人情報保護法でも正確性の確保の努力義務が課されていますので、誤りのないよう、マイナンバー取得時の確認の徹底をお願いします。

3 マイナンバーが漏えいすると、芋づる式に個人情報が漏れるおそれはありませんか。

マイナンバー制度では、個人情報がひとつの共通データベースで管理されることは一切ありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は各市町村に、年金に関する情報は年金事務所などに、これまでどおり情報は分散して管理します。

4 従業員などのマイナンバーはいつまでに取得する必要がありますか。

従業員にマイナンバーが通知されて以降、取得は可能ですが、マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出するまでに取得すればよく、平成28年1月のマイナンバーの利用開始にあわせて取得する必要はありません。例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払から適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。

5 契約の締結時点で支払金額が定まっておらず、支払調書の提出要否が明らかでない場合、契約締結時点でマイナンバーの提供を求めることはできますか。

顧客との法律関係等に基づいて、マイナンバー関係の事務が発生することが予想される場合として、契約の締結時点でマイナンバーの提供を受けることができると解されます。その後マイナンバー関係の事務が発生しないことが明らかになった場合には、できるだけ速やかにマイナンバーを廃棄・削除する必要があります。

6 マイナンバー制度で副業が会社にばれてしまうというのは本当ですか。

マイナンバー制度導入に伴い、地方税関係手続に変更が生じるものではなく、マイナンバー制度の導入により副業を行っている事実が新たに判明するものではありません。住民税の税額等は、特別徴収額の決定通知書により給与支払者を經由して納税義務者に対して通知されており、この通知書に前年の給与収入合計額が記載されていることから、現在でも、勤務先の企業が支払った給与額との比較で、副業を行っている事実が判明する場合もあろうと考えます。



マンスリーピックアップ

“103万円の壁”と“130万の壁”

=====
年末調整の時期になると、「妻のパートの年収をいくらにしたら得なのか」と改めて考えることがある方も多いのではないのでしょうか。

「年収103万円の壁」とは

よく、「103万円の壁がある」と耳にするとと思いますが、130万円の壁より影響は小さいと思われます。

妻の収入が103万円を越えると妻自身に所得税がかかってきます。

また妻の収入が103万円を越えると夫は配偶者特別控除の適用を受けられますが、控除額は段階的に減っていきます。(妻の収入が105万円と夫の配偶者特別控除36万円、妻の収入が110万円と夫の配偶者特別控除31万円、妻の収入が115万円と夫の配偶者特別控除26万円といった具合です)

ここで注目したいのは妻の年収130万円までは所得税が増えても妻自身の手取りは確実に増えていくということです。「給与103万円の壁」とはそれ以上働く配偶者控除が受けられないために働き方を制限することをいいます。

配偶者控除は、妻の年間所得が38万円以下(給与なら年収103万円以下)だと、夫の課税対象となる所得から38万円(住民税は33万円)が差し引かれ、所得税と住民税の納税額が減る仕組みです。

年収が103万円を超えたら、本人が所得税を支払わなければならない、かつ夫の所得税負担が増えることになります。103万円とは、給与所得控除の65万円と基礎控除の38万円を加えた金額です。

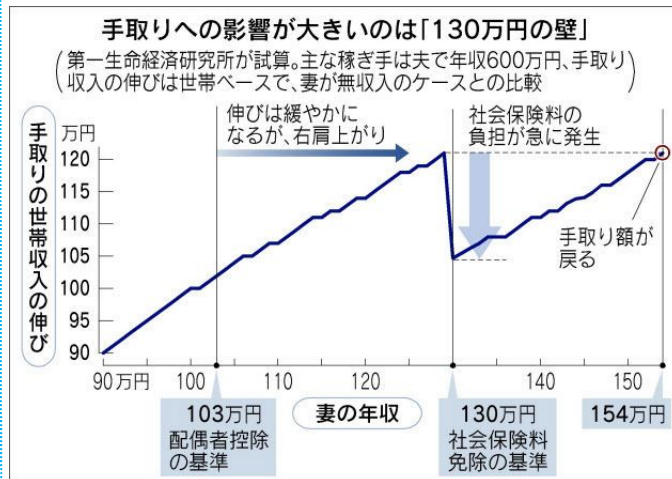
「年収130万円の壁」とは

130万円以上働くと健康保険の扶養や国民年金第3号から外れるため働き方を制限することです。

妻の年収が130万円以下では、夫の扶養範囲になるので、妻が社会保険料を負担する必要はありません。負担はなくても、健康保険は夫の健康保険組合に「扶養家族」として加入することができ、国民年金は夫の厚生年金・共済年金の「第3号被保険者」となることができます。年間の給与収入が130万円を超えると、健康保険の扶養や国民年金の第3号から外れることにな

り、自分で保険料や年金を負担することになります。

もし妻の年収が130万円を超えて自分で健康保険や公的年金の保険料を払うようになると、「収入が増えたのに手取りが減る」という逆転現象が起きてしまいます。この逆転現象は年収が160万円程度になるまで続き、この水準以降は働けば働くほど手取り額も増えていきます。



「扶養を外れると損」になるのは夫

見落としがちですが、所得税法上の扶養を外れた場合、本人の手取りではなく、夫の手取りが減ることになります。妻の所得が38万円(パート収入103万円)以下なら、夫が「配偶者控除」を所得から引くことができるので、その分、所得税が安くなります。妻の所得が38万円を超えると夫は配偶者控除を引けなくなるため、所得税が高くなり手取りが減ってしまいます。これが「扶養を外れる」本当の意味です。

しかし、妻の所得が38万円を超えても76万円(パート収入141万円)までは、代わりに「配偶者特別控除」を引くことができます(夫の所得1000万円まで)。妻の収入が増えるほど控除額が減って夫の税金が増えるものの、夫婦合わせた手取り額は増えていくので、決して損になる話ではありません。

ただし、注意する点が1点あります。それは夫の会社に妻の扶養手当がある場合(会社の独自手当です)もし支給の条件が「妻の所得38万円以下」となっているならば、それを超えると扶養手当をもらえなくなるので影響が大きくなります。

現在、配偶者控除の見直しが検討されており、今後の動向に注目です。



今年も残すところ後わずかとなりました。師走に入ると、気持ちも慌ただしくなってきましたね。寒い日も続くようになり、我が家の干し柿もいよいよ食べごろになっています。今年の冬は年間三大流星群のひとつ、ふたご座流星群の観測条件が最高に整っているようです。ふたご座流星群は毎年確実に安定した出現を見せてくれる当たり外れの少ない流星群です。12月10日頃から活動があり、14日日没~15日明け方がピークで1時間あたりで60~100個程度見られるようです。ポイントは、空が暗く視界が開けた場所で観察すること。できるだけ長い時間空をみあげること。(最低15分)方角はどこでもOK。夜はとても冷え込みますが、少しだけ夜空を見上げてみてはどうでしょうか。(五味)

